

商工会議所法

一章 総則

(法律の目的)

第一条

この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

(人格及び住所)

第二条

商工会議所又は日本商工会議所(以下この章、第四章及び第五章において「商工会議所等」という。)は、法人とする。

2 商工会議所等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第三条

商工会議所等は、その名称中に商工会議所又は日本商工会議所の文字を用いなければならない。

2 商工会議所等でないものは、その名称中に商工会議所等であることを示す文字又は商工会議所等と誤認させるような文字を用いてはならない。但し、特別の必要がある場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(原則)

第四条

商工会議所等は、営利を目的としてはならない。

2 商工会議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

3 商工会議所等は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(登記)

第五条

商工会議所等は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

第二章 商工会議所

第一節 通則

(目的)

第六条

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第七条

この章において、「商工業者」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十二条第二項の会社、有限会社及び相互会社をいう。

2 この章において、「特定商工業者」とは、別表の上欄に掲げる商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)に引き続き六箇月以来営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、左の各号の一に該当する者をいう。

(1) 基準日の一年六箇月前の日の属する年又は基準日の一年六箇月前の日の属する事業年度から基準日の六箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度に係るその商工会議所の地区を区域に含む都道府県における事業税又はその商工会議所の地区内の市町村における鉱産税として、基準日までに納付し、若しくは納付しなければならないことが確定した税額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額又は当該金額以上であってその商工会議所がその事業年度ごとに経済産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

(2) 基準日における資本金額又は払込済出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額又は当該金額以上であってその商工会議所がその事業年度ごとに経済産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

(地区)

第八条

商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2 前項ただし書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工業の状況により、特に必要があるときは、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、一又は二以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあってはならない

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第八条の二

商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

第二節 事業

(事業の種類)

第九条

商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(法定台帳の作成)

第十条

商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。

3 経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第十一条

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

第十二条

商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

(問合せ等)

第十三条

商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し

文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(使用料及び手数料)

第十四条

商工会議所は、定款の定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することができる。

第三節 会員及び特定商工業者

(資格)

第十五条

商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員たる資格を有しない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(加入)

第十六条

商工会議所は、会員たる資格を有するものが商工会議所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会議所に加入しようとするものは、加入につきその商工会議所の承諾を得、且つ、加入金及び会費を納めたときに、その商工会議所の会員となる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(表決権、選挙権及び被選挙権)

第十七条

会員は、定款の定めるところにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、表決権又は選挙権を行うことができる。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 前二項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

5 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(会費)

第十八条

会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(過怠金)

第十九条

商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、過怠金を課することができる。

(会員権の停止)

第二十条

商工会議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他会員たる義務を怠った会員に対して、その権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

第二十一条

会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、左の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第二十二条

商工会議所は、左の各号の一に該当する会員を議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、商工会議所は、その会員に対して、その議員総会の会日の七日前までに、その旨を通知し、且つ、議員総会において、弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 長期間にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
- (2) 商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行った会員

(3) その他定款で定める事由に該当する会員

2 第二十条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

(特定商工業者)

第二十三条

特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各々一個とする。

2 商工会議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たるの義務を怠った特定商工業者に対して、前項の権利の行使を停止することができる。

3 第十七条第二項、第三項及び第五項並びに第二十条第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

第四節 設立

(創立総会)

第二十四条

商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3 前項に規定する公告は、定款で定める地区内における会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるように、これを行わなければならない。

4 定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

6 創立総会の議事は、会員たる資格を有するもので、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7 前項に規定する申出をしたものの表決権は、各々一個とする。

8 第十七条第二項から第五項まで、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(定款記載事項)

第二十五条

定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事業
- (4) 地区
- (5) 事務所の所在地
- (6) 会員たる資格に関する事項
- (7) 会員の加入及び脱退に関する事項
- (8) 会員の権利及び義務に関する事項
- (9) 会費に関する事項
- (10) 法定台帳に関する事項
- (11) 負担金に関する事項
- (12) 役員に関する事項
- (13) 議員に関する事項
- (14) 議員総会に関する事項
- (15) 常議員会に関する事項
- (16) 部会に関する事項
- (17) 事務局に関する事項
- (18) 経理に関する事項
- (19) 事業年度
- (20) 公告の方法

(設立の同意)

第二十六条

発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、商工会議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。

(設立の認可)

第二十七条

発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があった場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

- (1) 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- (2) その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

- (3) その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。
 - (4) 設立しようとする商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可(第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(認可又は不認可の通知)

第二十八条

経済産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十九条

設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(設立の時期)

第三十条

商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(商法の準用)

第三十一条

商法第四百二十八条(監査役に係る部分を除く。)(設立無効の訴)の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節 管理

(役員)

第三十二条

商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び事務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

(役員職務)

第三十三条

会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 5 監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。
- 6 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

(監事の兼職の禁止)

第三十四条

監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねてはならない。

(役員任免)

第三十五条

会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。

- 2 副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 3 専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 4 常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第四十一条第五項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。
- 5 監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。
- 6 理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。
- 7 設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。
- 8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができない。
 - 一 第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者
 - 二 未成年者
 - 三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者

(役員任期)

第三十六条

役員任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員任期は、一年六箇月を超えてはならない。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間存在する。

(規約)

第三十七条

商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十八条

会頭は、定款及び規約を、並びに十年間議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十九条

会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第四十条

会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(議員総会及び議員)

第四十一条

商工会議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、左に掲げるものをもって組織する。

(1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員

(2) 部会が部会員のうちから選任した議員

(3) 前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

3 前項各号の各議員の数の比率は、政令で定める。

4 設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5 法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたものは、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければならない。

6 第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。

7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

8 何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の定数)

第四十二条

議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

(議員の任期)

第四十三条

議員の任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2 第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

(議員の解任)

第四十四条

議員総会は、その決議によって、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

(1) 職務の遂行にたえないと認める議員

(2) 会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠った議員

(3) 商工会議所の体面を傷つけ、又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行った議員

(4) その他定款で定める事由に該当する議員

2 第二十条第二項及び第二十二条第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

(議員総会の招集)

第四十五条

会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2 会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3 議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあった日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。

6 議員総会を招集するには、少なくとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(議員総会の決議事項)

第四十六条

次に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合のほか、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第五号から第七号まで及び第十号に掲げる事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定、変更及び廃止

(5) 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止

(6) 事業計画及び収支予算の決定及び変更

(7) 会員の権利の行使の停止

(8) 会員の除名

(9) 議員の解任

(10) その他定款で定める事項

2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

- 3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

(議員総会の議長)

第四十七条

議員総会の議長は、定款の定めるところによる。

(議員総会の議事)

第四十八条

議員総会は、この法律に別段の定のある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議員総会の議事は、この法律に別段の定のある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。
- 4 議員総会においては、第四十五条第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があった場合には、この限りでない。

(議員総会の特別議決方法)

第四十九条

左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 議員の解任

(準用規定)

第五十条

第十七条第二項から第五項まで、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「◆商工会議所法◆第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(常議員会)

第五十一条

商工会議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもって組織する。
- 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。
- 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)の表決権は、各々一個とする。
- 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

(常議員会の決議事項)

第五十二条

次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- (1) 議員総会に提案すべき事項
 - (2) 第四十六条第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
 - (3) その他定款で定める事項
- 2 前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(準用規定)

第五十三条

第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(部会)

第五十四条

商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置く。

- 2 会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。
- 3 部会の種類、組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

(委員会)

第五十五条

商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

(事務局)

第五十六条

商工会議所に、事務局を置く。

- 2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

第六節 監督

(報告)

第五十七条

商工会議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

(検査等)

第五十八条

経済産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

(警告等)

第五十九条

経済産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによってもなお改善されないときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができる。

- (1) 業務の一部の停止
- (2) 設立認可の取消

- 2 経済産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会議所について、それをそのまま存置することが不相当であると認めるときは、その商工会議所に対して、第八条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。

3 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会議所がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消をすることができる。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する処分をする場合には関係都道府県及び日本商工会議所、第二項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県、関係市町村及び日本商工会議所の意見を聴かなければならない。

第7節 解散及び清算

(解散)

第六十条

商工会議所は、左に掲げる事由によって解散する。

(1) 議員総会の決議

(2) 合併

(3) 破産

(4) 設立認可の取消し

2 会頭は、議員総会において、解散の決議があったときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3 解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

(合併の手続)

第六十条の二

商工会議所が合併しようとするときは、各商工会議所の議員総会の議決を経なければならない。

2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会議所又は合併によって成立する商工会議所(以下この条において「新商工会議所」という。)の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

(1) 第二十七条第二項各号に掲げる要件に適合すること。

(2) 新商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会議所の事業が合併前の商工会議所の事業に比して著しく効率的なものとなること。

4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二十七条第三項及び第二十八条の規定は、第二項の認可について準用する。

第六十条の三

商工会議所は、合併を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 商工会議所は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第六十条の四

債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、商工会議所は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の五

合併によつて商工会議所を設立するには、各商工会議所がそれぞれ議員総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員及び議員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による議員は、会員のうちから選任するものとし、その任期は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

3 第一項の規定による役員は、会頭、副会頭及び監事にあつては会員のうちから、常議員にあつては議員のうちから選任するものとする。

4 第一項の規定による役員の任期は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、最初の通常議員総会の日までとする。ただし、常議員の任期は、最初の通常議員総会の日の前日までとする。

5 第四十九条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十条の六

商工会議所の合併は、合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立する商工会議所が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する商工会議所又は合併によつて成立した商工会議所は、合併によつて消滅した商工会議所の権利義務(その商工会議所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第六十条の七

商法第四百十五条(監査役に係るものを除く。)(合併無効の訴え)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、商工会議所の合併について準用する。

(清算人)

第六十一条

清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。

第六十二条

清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法の準用)

第六十三条

民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章 日本商工会議所

(目的)

第六十四条

日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第六十五条

日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。
- (4) 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所が行う事業に関し、連絡又はあっ旋を行うこと。
- (6) 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあっ旋を行うこと。
- (7) 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- (8) 商工会議所が行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。
- (9) 商工会議所が行う商工相談事業に関する指導を行うこと。
- (10) 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。
- (11) 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。
- (12) 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。
- (13) 国際親善に関する事業を行うこと。
- (14) 前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第六十六条

すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができる。

- 2 第十七条から第二十二條までの規定は、会員について準用する。

(設立)

第六十七条

日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

- 2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを会議の日時、場所及び議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。
- 3 第十七条第二項から第五項まで、第二十四條第四項から第七項まで、第二十七條第一項及び第二項(第四号を除く。)、第二十八條から第三十條まで、商法第二百四十四條第一項から第三項まで(議事録)、第二百四十七條から第二百五十二條まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)及び第四百二十八條(設立無効の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、

日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(定款記載事項)

第六十八条

定款には、左の事項を記載しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 事業
- (3) 事務所の所在地
- (4) 会員の加入及び脱退に関する事項
- (5) 会員の権利及び義務に関する事項
- (6) 会費に関する事項
- (7) 役員に関する事項
- (8) 会員総会に関する事項
- (9) 議員に関する事項
- (10) 議員総会に関する事項
- (11) 常議員会に関する事項
- (12) 事務局に関する事項
- (13) 経理に関する事項
- (14) 事業年度
- (15) 公告の方法

(役員)

第六十九条

日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

- 2 日本商工会議所に、常議員五十一人以内を置く。
- 3 日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。
- 4 会頭、副会頭及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 5 常議員は、議員総会において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。
- 6 専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。

(役員職務)

第七十条

会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

- 3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、会頭、副会頭及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し、会頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。
- 5 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。
- 6 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 7 監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(監事の兼職の禁止)

第七十一条

監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は職員の職を兼ねてはならない。

(準用規定)

第七十二条

第三十五条第七項及び第八項並びに第三十六条の規定は、役員について準用する。

(会員総会)

第七十三条

日本商工会議所に、会員総会を置く。

- 2 会員総会は、会員をもって組織する。
- 3 次に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、会員総会の議決を経なければならない。但し、第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
 - (4) 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
 - (5) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
 - (6) 会員の除名
 - (7) 議員の解任
 - (8) その他定款で定める事項
- 4 次に掲げる事項は、会員総会において総会員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 議員の解任

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)及び第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、会員総会について準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは「第二十七条第二項(第四号を除く。)及び」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「◆商工会議所法◆第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(議員総会)

第七十四条

日本商工会議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、議員及び議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもって組織する。

3 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。

(1) 会員総会に提案すべき事項

(2) 会員の権利の行使の停止

(3) 第七十三条第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会に附議するいとまがない緊急なもの

(4) その他定款で定める事項

4 議員総会における議員及び議員以外の役員(理事及び監事を除く。)の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「◆商工会議所法◆第四十五条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(議員)

第七十五条

議員の定数は、百二人以内において定款で定める。

2 議員は、定款の定めるところにより、会員が会員のうちから選任する。

3 第四十一条第四項及び第八項、第四十三条並びに第四十四条の規定は、議員について準用する。

(常議員会)

第七十六条

日本商工会議所に、常議員会を置く。

- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもって組織する。
- 3 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。
 - (1) 議員総会に提案すべき事項
 - (2) 第七十三条第三項第四号及び第八号に掲げる事項であつて会員総会及び議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
 - (3) その他定款で定める事項
- 4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百四十四条第一項から第三項まで(議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、常議員会について準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と読み替えるものとする。

(委員会)

第七十七条

日本商工会議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を審議するために、委員会を置くことができる。

(解散及び清算)

第七十八条

日本商工会議所は、左に掲げる事由によって解散する。

- (1) 会員総会の決議
 - (2) 破産
 - (3) 設立認可の取消
- 2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

(事務局)

第七十九条

日本商工会議所に、事務局を置く。

- 2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

(準用規定)

第八十条

第十三条、第十四条、第三十七条から第四十条まで、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第一項の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第十三条第一項中「その地区内の商工業者」及び同条第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工会議所」と、第三十九条第一項及び第二項中「通常議員総会」とあるのは「通常会員総会」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

第八十一条

削除

第八十二条

削除

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第八十三条

この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、これを却下する場合を除き、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第八十四条

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(経済産業大臣の権限の委任)

第八十五条

経済産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を経済産業局長に行わせることができる。

第八十六条

削除

第五章 罰則

第八十七条

第二十七条第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第三条第二項の規定に違反した者
- (2) 第五十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十九条

次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十一条第三項の規定に違反したとき。
- (2) 第十二条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで負担金を賦課したとき。
- (3) 第五十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十一条

次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- (1) 第十六条第一項、第三十八条(第八十条において準用する場合を含む。)又は第三十九条(第八十条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- (2) 第四十六条第二項(第七十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第六十条第二項(第七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- (3) 第五十七条(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 第六十条の三又は第六十条の四第二項の規定に違反して商工会議所の合併をしたとき。

- (5) 第六十三条又は第七十八条第二項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。
- (6) 第六十条の三第二項の規定又は第六十三条若しくは第七十八条第二項において準用する民法第七十九条若しくは同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- (7) この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき。
- (8) 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

(商工会議所法の廃止)

2 商工会議所法(昭和二十五年法律第二百十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(罰則に関する経過規定)

18 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和三五年五月二〇日法律第八九号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商工会議所法の一部改正に伴う経過措置等)

第十条

この法律の施行の際現に存する商工会議所であつて、県の区域を地区とするもの又は隣接しない二以上の市町村の区域を地区とするものについての改正後の商工会議所法第八条第一項の規定の適用については、この法律の施行後三月間は、同項ただし書中「町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域」とあるのは、「県の区域、町の区域又は市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域」とする。

2 附則第三条第三項の規定による当事者間の協議が整つた場合又は同条第四項の裁定があつた場合において、商工会議所がその協議又は裁定に基づいてその地区を縮少するときは、商工会議所法第八条第一項の規定にかかわらず、当該商工会議所の地区は、市若しくは町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたものの区域の一部とすることができる。

附則（昭和三六年六月一〇日法律第一二三号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（商工会議所法の一部改正に伴う経過措置）

第九条

この法律の施行の際現に改正前の◆商工会議所法◆第六十六条第二項の規定により日本商工会議所の会員である商工会議所に準ずる団体の日本商工会議所の会員たる資格については、なお従前の例による。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四六年一二月三一日法律第一三〇号）抄

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則(昭和四九年四月二日法律第二三号)抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和五六年六月九日法律第七五号)抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附則(昭和六一年一月二六日法律第一〇九号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成五年一月一日法律第八九号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条

この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条

この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの

を除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成六年一月一日法律第九七号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十条

この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成十一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に

係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条

この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条

施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条

政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年一月二日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十二年一月二七日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 平成十三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十六年四月二八日法律第三九号）

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中◆商工会議所法◆第七条第二項の改正規定及び別表を削る改正規定は、平成十

七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一六年六月二日法律第七六号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一六年一二月一日法律第一五〇号)抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。